

# 宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン

(第5版)

沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合

2020年6月2日

(2020年8月6日 一部改訂)

(2021年1月15日 一部改訂)

(2022年12月26日 一部改訂)

(2023年3月13日 一部改訂)

## 1. 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予坊を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」と提言されました。

これを受け、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会では、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの当面の対策をとりまとめました。また、本ガイドラインは、「感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、各宿泊施設においては、施設の規模や業態等を勘案し、各施設の実情に合わせた対策を講じることとする」と明記されています。

以上の経緯を踏まえ、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合では、観光産業に関連する各業界と意見交換し、沖縄県の実情と照らし合わせた上で、連合会で作成したガイドラインを修正し組合員に広く普及してまいります。

この度の第5版作成にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策本部「マスク着用の考え方の見直し等について」（2023年2月10日）に基づき、マスク着用に関する見直しを行います。

今後もより多くの知見がもたらされることで、より効果の高い対策となるよう、必要に応じ見直しを行ってまいります。

## 2. 具体的な対策の考え方

対策の検討にあたっては、その主な感染経路である直接飛沫による感染、空間中に放出されたエアロゾルによる感染、物の表面に介する接触感染のそれぞれについて、従業員や宿泊客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、それぞれのリスクに応じた対策を検討する。

### 〈飛沫感染〉

・従業員および宿泊客、各人それぞれが対面し会話をする場面について対人距離などからリスクを判定。

### 〈エアロゾル感染〉

・エアロゾルの発生しやすい状況、場面を特定するとともに、エアロゾルが滞留しやすい密閉空間については、換気状況や二酸化炭素濃度、空間における密集度などからリスクを判定。

### 〈接触感染〉

・宿泊客、従業員それぞれの目線から他社と共有する物品や接触箇所、頻度を特定し、施設の規模、運用状況に応じたリスク判定、対策を行う。

## 3. 感染経路別の基本原則

### (1) 飛沫感染対策

- ・飲食を行う場面においては、1mの対人距離を確保するか、またはパーティションの設置を行う（日常的に接している家族や知人等の少人数グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席している場合を除く）。
- ・脱衣の場面においては、会話を控えることを前提としたうえで、1mの対人距離を確保するよう依頼する。
- ・咳、くしゃみをする際に、ティッシュやハンカチ、上着の内側や袖などで口や鼻を覆う「咳エチケット」の重要性について周知する。
- ・発熱、倦怠感、咳、のどの痛み、鼻水、鼻づまりなどの風邪症状等がある場合（ただし、これらと類似の症状のうち、花粉症やその他のアレルギー、その他疾患などが明確な場合を除く）、新型コロナウイルス感染症検査陽性の場合、同居家族に陽性者がいる場合などについてはマスクの着用を依頼する。

※マスク着用については原則として個人の判断に委ねることを基本とするが、事業者が感染対策上または事業上の理由等により、宿泊客および従業員に対してマスクの着用を依頼することは許容される。

※マスク着用が効果的な場面等は、厚生労働省「マスクの着用について」を参照。

[https://www.mhw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

◎「厚生労働省 マスクの着用について」などと検索すると表示されます(以下同様)。

### (2) エアロゾル感染対策

- ・共有施設（飲食施設、浴場、従業員休憩所等）の利用人数の把握と管理、利用者への情報提供を行う。
- ・常時換気を基本とし、できない場合はこまめな換気に努める（換気の状態確認にはCO<sub>2</sub>モニターを活用するのも有効）。

※有効な換気対策については、新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染拡大防止のための効果的な換気について」を参照のこと。

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki\\_tegen.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_tegen.pdf)

### (3) 接触感染対策

- ・館内や各店舗、各会場への入口に消毒設備（装置）を設置し、利用客に対して入場の際の手指消毒を依頼する。
- ・多くの人に触れる物の表面を適時、消毒する。
- ・従業員に対しては、就業開始時をはじめとして、適時手洗いまたは手指消毒を実施するよう伝える。

※適切な消毒方法については、厚生労働省「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」を参照のこと。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

## 4. 各エリア／各場面に関する感染防止策と留意点

### ①入館時（ロビー等）

- ・検温を行い、発熱**がある場合**や咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかける。宿泊客から申し出があった場合は、速やかに沖縄県発熱コールセンターや発熱外来対応医療機関もしくは、県が設置する新型コロナウイルス感染疑いの観光客専用対応窓口「旅行者専用相談センター（TACO）」をご案内する。※参照「資料：フロー図」

※宿泊業においては、入館を希望した後での有症状発覚による入館自粛には従いづらい特性があるため、旅行行動の回避が可能である「出発前の健康管理・検温の呼びかけ」を行うことが有効。

**※事業者においてすべての利用者・従業員に対してマスク着用を依頼している場合、施設におけるマスク着用／非着用のルールを明確化し、あらかじめ利用客に周知することは有用。**

- ・なお、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、宿泊客等の名簿を適正に管理する。
- ・入口及びロビー内に手指の消毒設備（アルコールや次亜塩素酸水等）を設置する。
- ・ロビー及びパブリックスペースに空間除菌に対応した加湿器を設置する。
- ・入館の際に手指の消毒を依頼する。

### ②送迎時

- ・車内換気の徹底。
- ・乗車人数の管理。

### ③チェックイン

（チェックイン待ち）

- ・間隔を空けた待ち位置の表示など、宿泊客同士の距離（できるだけ1M）を保つ。

- ・非接触型体温計にて宿泊客の体温を測る。

(チェックイン手続き)

- ・フロントデスクは宿泊客との距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽。
- ・モバイルによるアプリチェックインの導入等。

(宿泊カードの記入)

- ・宿泊カードのオンライン化。
- ・フロントデスク、筆記具等の適宜清拭消毒等。

(館内・客室案内)

- ・従業員による説明ではなく、文書の配布や動画の紹介等を導入。

(ルームキー、キーカードの受渡し)

- ・生体認証やモバイル端末によるキーレスシステムの導入。
- ・返却されたルームキー、キーカードの消毒等。

(団体旅行や修学旅行の受入れ時の対応)

- ・チェックイン時は代表者がまとめてチェックインを行い、ツアー参加者は一つの場所に固まらず、分散して待機を行うよう要請。

#### ④エレベーター

(ボタンの操作)

- ・エレベーター内や押しボタン等の適宜消拭消毒。

(他の宿泊客との同乗)

- ・エレベーター内が過密状態にならないよう乗車人数を制限等。

#### ⑤客室

- ・通常清掃に加え消毒や廃棄等、適切な管理を行い、未使用アメニティは交換する。
- ・利用者が適時、手指消毒または手洗いが行えるよう消毒環境を整える。

(部屋のドアの開閉)

- ・ドアノブの清拭消毒。

(部屋の設備(※)への接触)

- ・客室清掃時に、消毒剤(洗剤・漂白剤等)を使って表面を清拭。

※テレビ・空調のリモコン、金庫、部屋の照明スイッチ、スタンド、座卓、押し入れ、冷蔵庫、電話機、トイレ、水栓等。

(部屋の備品(※)への接触)

- ・ コップ、急須、湯飲み等は消毒済みのものと交換。使用済アメニティは廃棄、館内用スリッパは使い捨てに変える又は消毒等。
- ※ドライヤー、座椅子、座布団、スリッパ等

(換気)

- ・ 空調機を外気導入に設定。
- ・ 一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請等。

## ⑥大浴場

- ・ 入場人数の制限。

(更衣室)

- ・ ドアノブ、セキュリティロック等の清拭消毒。
- ・ 定期的なロッカーの清拭消毒。
- ・ 浴場での貸したオル中止、客室から清潔なタオルの持参を要請等。

(浴室内)

- ・ 備品等の清拭消毒。
- ・ 浴室内の換気。
- ・ 浴室、浴槽内における対入距離の確保の要講。
- ・ 浴室、浴槽内における会話を控えることを要請等。

(化粧台)

- ・ ドライヤー等備品の清拭消毒、化粧品・ブラシ等は持参を要請等。

(休憩室)

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する。
- ・ 使用後の備品(ソファ、マッサージ機器、体重計等)の清拭消毒。
- ・ 水や飲料サービス機器のボタン等の清拭消毒等。

## ⑦食事関係

- ・ビュッフェ

料理を取る前および着席後の新たな料理調達（おかわり）の際の手指消毒を依頼する。

- ・立食

不特定の出席が想定されるうえに会話の重要性が高いと考えられる立食パーティでは、主催者等を通じて適切な距離の確保を依頼する。

- ・人数、咳の間隔に留意。
- ・発熱、咳、かぜ症状のある人は入場の遠慮を要請。
- ・入場時、手洗いまたは手指消毒。
- ・座布団、座椅子、脇息（きょうそく）、お膳等は開始前、宴会終了後の消毒。
- ・宴会場の換気。
- ・備品等を適宜清拭消毒。
- ・横並びで座る時は、人と人が触れ合わない距離での間隔を確保またはパーティション等で区切るなど飛沫が飛ばないように工夫。
- ・ルームサービス（調理場→パントリー→客室への料理の運搬）の運搬用機器の手に触れる部分の清拭消毒。
- ・従業員と宿泊客の接触を極力減らす（従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等）。

（従業員の料理提供）

- ・盛り付け担当者の衛生管理徹底。
- ・従業員の衛生管理徹底。
- ・下膳と同時に料理提供をしない等。

（食べ終わった食器類の下膳）

- ・下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底。

## ⑧チェックアウト

（チェックアウト時の待ち列）

- ・カード決済による非対面チェックアウト手続きの推奨。

（ルームキーの返却）

- ・フロントスタッフの手指消毒、返却後のキーの消毒。

（宿泊料金の支払い）

- ・フロントデスク上にアクリル板等を設置する、カード決済による非対面チェックアウト手続き。

## ⑨清掃等の作業

※基本として接触機会のある箇所や備品に対して適宜、消毒を行う。

ゴミはビニール袋に密閉して処理し、処理後に手を洗う。

- ・発熱や呼吸困難等感染の疑いのある宿泊客のリネン及び使用済みタオル類は、委託しているリネン業者が提供するビニールにて密閉し、指定された場所に保管する。
- ・同様の場合、リネン業者による回収が困難な場合は、契約しているリネン業者と協議の上、廃棄処分を検討する。

### (客室清掃)

- ・使い捨て手袋の着用。
- ・使用した浴衣、室内スリッパ等は全て洗濯・消毒済みのものと交換。
- ・使用済みタオルは、回収後に人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒
- ・ゴミはビニール袋で密閉して処理。
- ・感染疑いの宿泊客の客室は、オゾン発生器の使用も考慮する。

### (浴場清掃)

- ・浴室内の設備・備品を清拭消毒。
- ・清掃時に換気し、空気を入れ替える。
- ・脱衣室内の設備・備品を清拭消毒、ロッカー内部も清拭消毒。
- ・使用済みタオルは密閉保管し、洗濯・消毒。
- ・浴槽水等の消毒。

### (館内清掃)

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ・通常の濡掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒する。
- ・ドアノブやエレベーターのボタン、階段の手すり、フロントデスク、ロビー内の家具、共用パソコンなどは、**適宜**アルコール液で拭く。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。
- ・自動販売機は自販機ボタン、取り出し口の清拭消毒。
- ・宿泊客用スリッパ等は使用後の清拭消毒、又は使い捨てに変更。

## ⑩トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・便器内は、通常の清掃で良い。
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。



- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・共通のタオルは禁止する。
- ・常時換気をオンにしておくなど換気に留意。

⑪従業員等の休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、**適宜**消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

⑫納品業者及び宅配業者の入館について

- ・手洗い又は手指消毒を依頼する。

## 5. 感染予防と健康管理、有症状時における対応

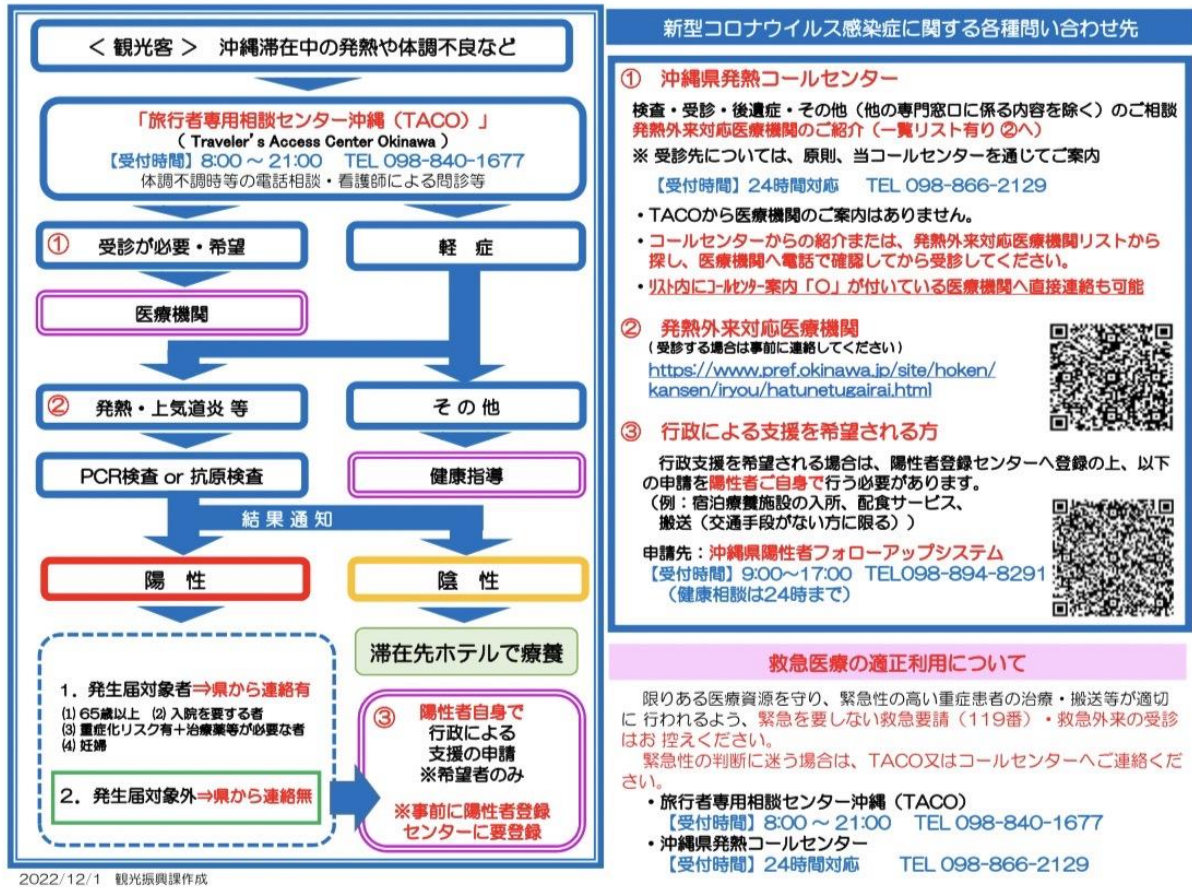
### （1）従業員対応

- ・従業員に対する出勤時検温の実施、体調管理を行い、有症状時は出勤しないよう呼びかける。
- ・出勤後に感染が疑われる症状が発生した場合は、マスクを着用させたうえで直ぐに帰宅させ、検査を促す。
- ・有症状時は、沖縄県発熱コールセンターや発熱外来対応医療機関で相談・受診をする。※参照「資料：フロー図」
- ・**従業員に対して日常生活における感染予防行動の指導を行うほか、ワクチン接種の有効性を発信する。**

### （2）宿泊客の感染疑いの際の対応・有症状者発生時の対応

- ・万一、発熱や呼吸困難、けん怠感など、感染の疑われる宿泊客がいる場合、客室内で待機し、マスク着用をお願いし、外に出ないようにお願いする（同行者も同様）。
- ・事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を決めておく。
- ・食事も客室にお届けし他の宿泊客との接触を避ける。その宿泊客と対応するスタッフも限定する。対応時にはマスクを着用する。
- ・沖縄県発熱コールセンターや発熱外来対応医療機関もしくは、県が設置する新型コロナウイルス感染疑いの観光客専用対応窓口「旅行者専用相談センター（T A C O）」をご案内する。
- ・検査施設又は医療施設への移動は、公共交通機関ではなくハイヤー・タクシー及びレンタカーでの移動を促す。

※「資料：フロー図」表記



※外国人観光客「おきなわ多言語コンタクトセンター（Okinawa Multilingual Contact Center）」アクセス先標記

English 0 5 7 0 - 0 7 7 2 0 1  
 繁体中文 0 5 7 0 - 0 7 7 2 0 2  
 簡体中文 0 5 7 0 - 0 7 7 2 0 2  
 한국어 0 5 7 0 - 0 7 7 2 0 3  
 ไทย 0 5 7 0 - 0 7 7 2 0 7

対応時間： 9時00分～17時00分



おきなわ多言語コンタクトセンターのご案内

新型コロナウイルスに関する情報は今後変更される場合もありますので、最新情報は厚生労働省や沖縄県公式で確認して下さい。



厚生労働省公式HP



沖縄県公式HP